

佐野市災害用移動通信機器運用システム利用契約

仕様書

佐野市

1 調達件名

佐野市災害用移動通信機器運用システム（公共安全モバイルシステム）利用契約

2 目的

本仕様書に定める機器は、佐野市（以下「甲」とする。）が移動用通信機器として使用するものであり、携帯電話技術を活用した公共安全機関（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関及びこれに相当する機関をいう。以下同じ。）向けの通信システムである「公共安全モバイルシステム」を利用するもので、すでに導入済みの佐野市災害情報共有システムと併せて運用することで、職員間及び災害対策本部との情報共有を密にし、的確な災害対応を実現することを目的とする。

3 履行期間

令和 9 年 1 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日（長期継続契約）

4 納入場所

佐野市役所 6 階 危機管理課（栃木県佐野市高砂町 1 番地）

5 調達内容

（1）利用するシステムの仕様

支給端末は「IM-560」（モバイルクリエイト株式会社）とし、運用するシステムは、次の要件を満たすものであること。

① 概要及び数量

- ア 音声通話・テキスト（SMS）及びデータ通信の利用ができること。
- イ 80 台のうち、5 台は通話定額プランを適用すること。
- ウ 1 回線当たりの月額データ通信量は、各回線 1GB の組織パケットシェア（データ通信量：契約数 80 台の合計 80GB/月）とすること。
- エ 音声通話について、緊急通報（110、119 等）ができること。
- オ データ通信について、インターネットに接続できること。
- カ 災害時優先電話の利用ができ、回線数は 80 回線を提供すること。
- キ 本通信システム（ネットワーク）を利用したテザリング機能が利用できること。

（2）アプリケーション仕様

ア 共通仕様

- ・ 公共安全モバイルシステムで動作が確認できているもの
- ・ 「IM-560」で動作確認ができており、OS に対応しているもの

イ 音声通話アプリケーション

個別及びグループ通話が可能であり、グループ設定が容易であること。

- ・ 参考例示品 Buddycom（株式会社サイエンスアーツ）
iMESH（モバイルクリエイト株式会社）

ウ 端末管理用アプリケーション（MDM）

管理者側でアプリの追加・削除が可能であるもの。

- ・ 参考例示品 OPTIM Biz（株式会社オプティム）
LANSCOPE（エムオーテックス株式会社）

エ アンチウイルス

甲が支給する機器であるモバイル端末に適したものであること。

- ・ 参考例示品 Trend Vision One Mobile Security
（トレンドマイクロ株式会社）
Sophos Intercept X for Mobile（ソフォス株式会社）

（３） ネットワーク仕様

ア 要件

携帯電話網（LTE（Long Term Evolution）、4G等）を利用する通信システムであること。

イ 設備

本通信システムを提供するネットワーク設備については、大規模災害や通信障害等に備え、東日本および西日本にネットワーク設備を構築し、かつ、各拠点のネットワーク機器については故障に備え二重化を実施等、必要な冗長性が確保されたものであること。

ウ 使用回線

2社以上の携帯電話網が利用できること。公共安全機関が災害発生時等で利用すること鑑み、2社以上の携帯電話網に接続する各回線は、回線固有の通信速度の制限、データ通信量の制限、または契約データ通信量超過時の速度制限を行わないものとする。

エ データ通信

データ通信について、災害発生等の輻輳時において、サービス提供事業者が個人及び法人向けサービスとして提供しているものよりも、公共安全機関向けに繋がりがやすいネットワーク構成であり、一部または全部区間について公共安全モバイルシステム専用のネットワーク設備を具備していること。

オ セキュリティ対策

通信サービスのセキュリティ対策は、次のとおり行うこと。

- ・ 通信サービスの提供にあたっては、ネットワーク遮断、ネットワーク監視等の必要なセキュリティ対策が講じられていること。

なお、最新のJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）を基準とした情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の適合性に関する認証を取得していること。

- ・ 通信サービスの提供にあたり使用する機器等については、サプライチェーンリスク対策を含むサイバーセキュリティを考慮した機器等で構築するとともに十分な対策を講じること。

(4) 初期設定

履行期間開始前までに、甲が支給する端末「IM-560」80 台の初期設定及び次に掲げるアプリケーションの設定を行うこと。

① 初期設定

ア 初期アクティベーション、OS アップデート

イ SIM 設定、APN 設定

(SIM カードの種別 (nanoSIM、microSIM、eSIM 等) は問わず、本業務で調達するスマートフォンで利用可能なものとする。)

ウ 端末設定

エ 端末管理用アプリケーションの要件定義及び初期構築、インストール

オ 音声通話アプリケーションの初期設定及びインストール

カ 災害時有線電話番号の取得

6 見積方法及び支払方法

(1) 見積方法

初期設定費用とシステム利用料に区分して算出すること。また、システム利用料については 36 カ月で割り切れる金額で見積ること。

① 初期設定費用

本仕様に基づく端末 (80 台) の初期設定に係る費用

② システム利用料

ア 回線利用料 (基本料金、通信料金) 80 回線

イ 通話定額利用料 5 回線

ウ アプリケーション利用料 (音声通話、端末管理、ウイルス対策)
各 80 ライセンス

(2) 支払方法

初期設定費用とシステム利用料に区分して請求すること。

① 初期設定費用

機器設定が完了し、検査合格後に 80 台分を令和 8 年度に一括で支払う。

② システム利用料

月額払 (令和 9 年 1 月 1 日 ~ 令和 11 年 12 月 31 日の 3 年間) とし、利用月の翌月に請求すること。

7 その他

(1) サービス提供者要件

電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であって、電気通信役務としての移動通信サービスを提供するもののうち、次のサービスのいずれかに該当するものであること。

- ① 公共安全モバイルシステムのサービス提供事業者
- ② 公共安全モバイルシステムのサービス再販業者

(2) 次年度以降の契約

この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(3) 導入に伴う対応

- ① 導入時には説明会を 1 回実施すること。場所については、別途指定する。
- ② 端末、回線並びにアプリケーションごとに問合せ窓口を設置し、甲から技術的な問合せ等に対して速やかに回答すること。
- ③ 各説明書・マニュアルを、電子データで納品すること。

(4) 仕様書の解釈等

契約締結後、本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図るものとする。

協議の議事録等は、受注者がその都度作成して提出し、甲の職員の承諾を得るものとする。